

令和4年3定 一般質問 開催状況

開催年月日 令和4年9月28日

質問者 日本共産党 宮川 潤 議員

担当部課 選挙管理委員会事務局

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>三 個人情報保護法施行条例等について</p> <p>(二) 捜査関係事項照会の実態について</p> <p>道警察が知事部局をはじめ各執行機関に対して、裁判所の令状によらない「捜査関係事項照会」による個人情報の入手と収集が長年に渡って行われています。</p> <p>過去5年間の捜査関係事項照会により回答した件数、しなかった件数及び令状による提供件数について、知事、病院事業管理者、教育長および選挙管理委員長に伺います。</p> <p>(三) 個人情報の取扱いについて</p> <p>私は昨年の第1回定例会において、道立図書館への捜査関係事項照会への対応は、令状による対応に改めるべきだと求め、教育長は「原則として令状に基づき対応する」、「図書館利用者の読書事実などは取扱いに特に配慮を要する」と答弁されました。同様に知事部局や各執行機関が保有する個人情報も配慮を要するものであると考えますが、見解を伺います。</p> <p>また、北海道個人情報保護条例に規定されている要配慮個人情報すなわち本人の信条、病歴、犯罪の経歴等は捜査関係事項照会により提供しているのですか。図書館と他の執行機関では個人情報の取扱いに相違がありますか。</p> <p>併せて、それぞれ知事、病院事業管理者、教育長および選挙管理委員長に伺います。</p>	<p>【石塚選挙管理委員長】</p> <p>宮川議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>まず、捜査関係事項照会への回答についてではありますが、北海道選挙管理委員会事務局におきましては、個人情報を含む公文書に関し、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会が平成29年度から令和3年度までの過去5年間に17件あり、その全てについて回答しております。</p> <p>また、刑事訴訟法第218条第1項に基づく令状による差押え、すなわち情報提供はなかったところでありませう。</p> <p>【石塚選挙管理委員長】</p> <p>次に、個人情報の取扱いについてではありますが、北海道個人情報保護条例では、取扱事務の目的以外に個人情報を他の機関等に提供してはならないとされ、「法令等の規定に基づくとき」はその例外として取り扱われておりますが、北海道選挙管理委員会では、個人情報を適正に取り扱うことは個人の権利利益を保護する上で重要であると認識をしております。</p> <p>刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会に対する回答に当たっては、要配慮個人情報が含まれていない場合であっても、捜査機関が個人情報の提供を受けなければ、目的を達成することが困難かどうか、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないか否かを個別に検討し、慎重に判断することとしており、求められた個人情報の内容等に応じて適切に判断をしております。</p> <p>以上でございます。</p>